

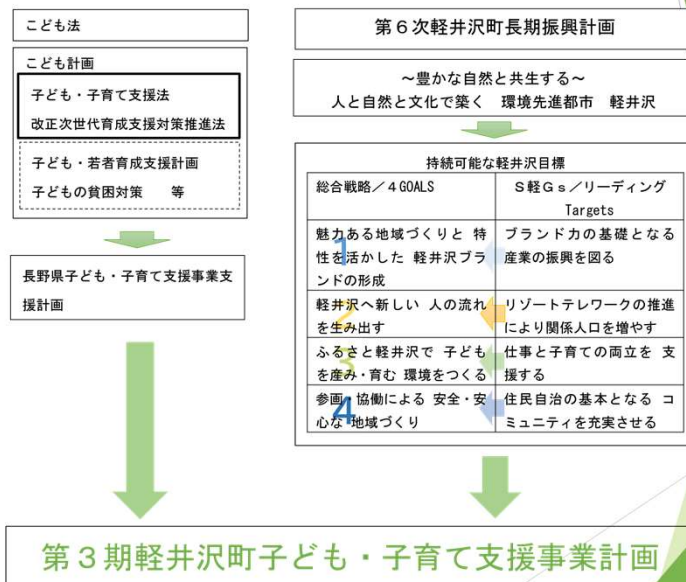
## 第3期軽井沢町 子ども・子育て支援事業計画 (構成骨子案)

軽井沢町子ども・子育て会議

### 計画策定の趣旨

- ▶ 平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度より、全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業が始まる
- ▶ 出生率の低下などによる急速な少子高齢化の進展、児童虐待事案の発生、子育て中の親の社会からの孤立、相対的な貧困状態にある子どもたちの存在など、様々な問題がクローズアップ
- ▶ 軽井沢町では、「第2期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する支援を総合的かつ計画的に推進
- ▶ 第2期計画の完了を迎え、コロナ禍などによるライフスタイルの変化に伴い、人口構造の変化、移住人口の増加による西部地域における年少人口の増加など社会的動向が大きな変化のあった期間を振り返り、幼児教育・保育の無償化、誰でも通園制度といった新しい制度の下で、「第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定

## 本計画の位置付け



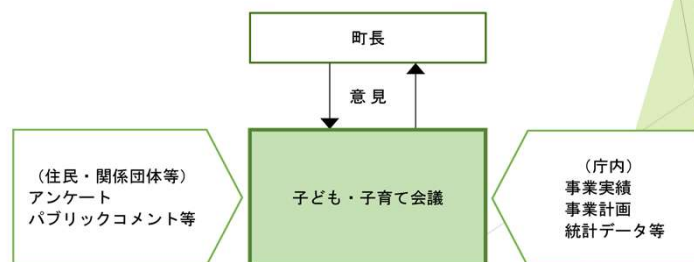
### 【参考】「第6次軽井沢町長期振興計画」の概要

|                                         |                                    |                   |
|-----------------------------------------|------------------------------------|-------------------|
| まちづくりの理念                                | ～豊かな自然と共生する～ 人と自然と文化で築く 環境先進都市 軽井沢 |                   |
| 計画期間                                    | 令和５年度（2023 年度）～令和 14 年度（2032 年度）   |                   |
| 基本方針                                    |                                    |                   |
| 基本政策 1 未来に希望をもてるまちづくり                   |                                    |                   |
| 基本政策 2 環境に配慮したまちづくり                     |                                    |                   |
| 基本政策 3 快適でにぎわいのあるまちづくり                  |                                    |                   |
| 基本政策 4 誰ひとり取り残さないまちづくり                  |                                    |                   |
| 基本政策 5 協働とパートナーシップのまちづくり                |                                    |                   |
| 将来人口                                    |                                    | 令和 14 年度（2032 年度） |
|                                         |                                    | 20,700人           |
| 持続可能な軽井沢目標<br>～S 軽Gs～<br>リーディング Targets | ブランド力の基礎となる産業の振興を図る                |                   |
|                                         | リゾートテレワークの推進により関係人口を増やす            |                   |
|                                         | 仕事と子育ての両立を支援する                     |                   |
|                                         | 住民自治の基本となる コミュニティを充実させる            |                   |

子ども・子育て支援事業計画に関連する計画の工程

|                  | 平成 17 年度～<br>平成 21 年度<br>(2005～2009) | 平成 22 年度～<br>平成 26 年度<br>(2010～2014) | 平成 27 年度～<br>令和元年度<br>(2015～2019) | 令和 2 年度～<br>令和 6 年度<br>(2020～2024) | 令和 7 年度～<br>令和 11 年度<br>(2025～2029) |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 次世代育成支援行動計画（前期）  | ■                                    |                                      |                                   |                                    |                                     |
| 次世代育成支援行動計画（後期）  |                                      | ■                                    |                                   |                                    |                                     |
| 子ども・子育て支援事業計画    |                                      |                                      | ■                                 |                                    |                                     |
| 第2期子ども・子育て支援事業計画 |                                      |                                      |                                   | ■                                  |                                     |
| 第3期子ども・子育て支援事業計画 |                                      |                                      |                                   |                                    | ■ <b>本計画</b>                        |

本計画の策定体制



市町村が実施する子ども・子育て支援制度に基づく事業

■子ども・子育て支援給付（3つの給付）

| 種類         | 対象事業                       |
|------------|----------------------------|
| （ア）施設型給付   | 幼稚園、保育所、認定こども園             |
| （イ）地域型保育給付 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| （ウ）児童手当    | —                          |

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（下記）した上で給付する（子ども・子育て支援法第19条）

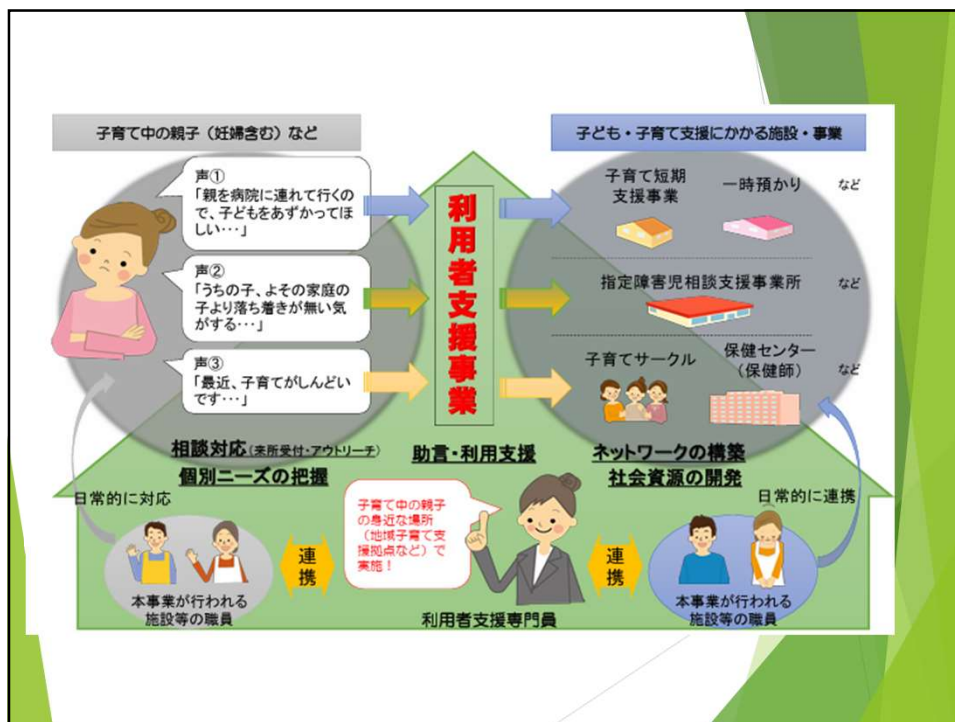
| 区分   | 年齢   | 認定区分     | 主な利用施設           |
|------|------|----------|------------------|
| 1号認定 | 3～5歳 | 教育標準時間認定 | 幼稚園、認定こども園       |
| 2号認定 | 3～5歳 | 保育認定     | 保育所、認定こども園       |
| 3号認定 | 0～2歳 | 保育認定     | 保育所、認定こども園、地域型保育 |

### ■地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 子育て援助活動支援事業（就学児対象）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業
- (12) 実費徴収に伴う補足給付事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・ 国は、「利用者支援事業ガイドラインについて」（平成26年10月6日）を廃止
- ・ 新たに**利用者支援事業ガイドライン**（令和6年3月30日）を策定

利用者支援な機能を拡充強化するために**地域連携によるネットワークを構築**状況に応じて**不足している社会資源を開発**していくことは、市町村**子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業**と位置付け



拡充

## 利用者支援事業

参考資料  
成育局 成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※①内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

### 2. 施策の内容

#### 基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】一当事者の目線に立った、寄り添い型の支援  
地域子育て支援拠点等の身近な場所での、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】一地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援  
利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）  
※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

#### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置  
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

#### こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

【職員配置】主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

### 3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）  
○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）  
○主な補助単価（令和6年度予算）

| 基本Ⅰ型    | 基本Ⅱ型    | 基本Ⅲ型  | 特定型     | こども家庭センター型     |
|---------|---------|-------|---------|----------------|
| 7,730千円 | 2,433千円 | 300千円 | 3,232千円 | ※職員配置形態等により異なる |

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

|      | 基本型   | 特定型 | 母子保健型 | こども家庭センター型 | 合計    |
|------|-------|-----|-------|------------|-------|
| R4年度 | 1,043 | 378 | 1,720 | —          | 3,141 |
| R5年度 | 1,117 | 382 | 1,742 | —          | 3,241 |

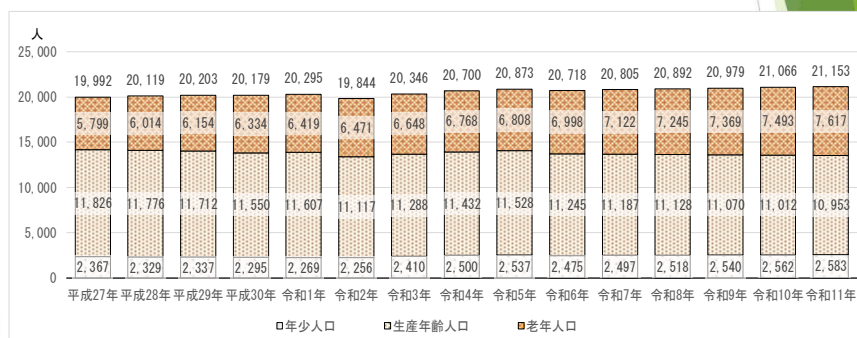
【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

| 夜間開所    | 休日開所  | 出張相談支援  | 機能強化取組  | 多言語対応 | 特別支援対応 | 多機能型事業  | こども家庭センター連携等加算 |
|---------|-------|---------|---------|-------|--------|---------|----------------|
| 1,500千円 | 807千円 | 1,105千円 | 1,999千円 | 805千円 | 800千円  | 3,315千円 | 300千円          |

## 子ども・子育て支援の概況

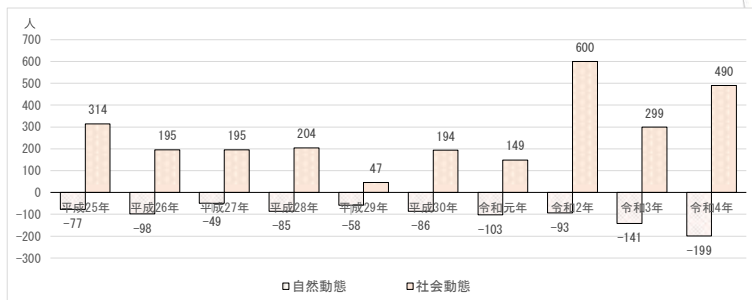
### 人口、就労状況

- 総人口は、平成27年からわずかながら増加
- 平成27年からの実績に基づく将来人口予測は、総人口は増加傾向
- 令和3年以降急増傾向（この中で未就学児と小学生を含む年少人口も令和3年以降増加）



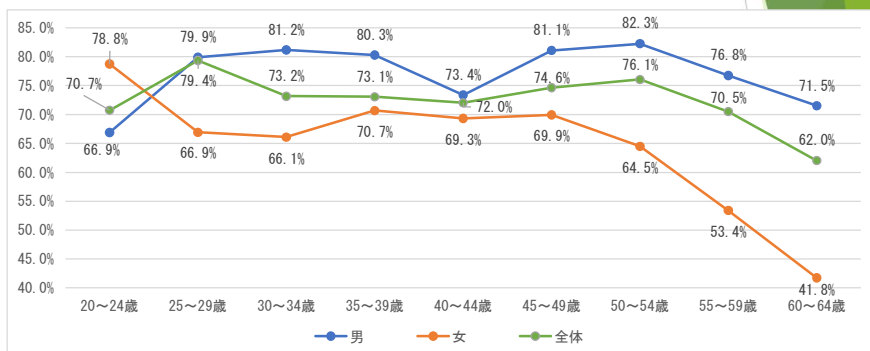
### 人口動態、出生の動き

- 平成22年からの人口動態は、社会増で推移
- 特に、令和2年以降の転入人口の増加が顕著
- 自然動態は一貫して、出生が死亡を下回る自然減
- 平成27年からの年間出生数は120人～130人台で、ほぼ横ばい



### 女性の就労状況

- 女性労働力率（令和2年国勢調査）は25～29歳、30～34歳でやや低下しますが、「M字カーブ」というほどの落ち込みは見られない
- 男性就業率は30歳以上が80%以上であることから、小学生までの子育て世帯では「共働き」が多いと推察される



## 計画の基本方針（案）

### 基本方針

# 大地に根をはり 健やかに育つ軽井沢の子どもたち

未来に希望をもち、豊かな自然環境に配慮した地域社会の中で、  
子どもたちが健やかに育ち、誰ひとり取り残さないまちづくり

基本方針は第1期及び第2期の考え方を踏襲しつつ、第6次軽井沢町長期振興計画の基本政策に即し、「未来に希望をもち、豊かな自然環境に配慮した地域社会の中で、子どもたちが健やかに育ち、誰ひとり取り残さないまちづくり」と思える子育て環境をさらに目指します。

## 計画の視点

### 基 本 的 な 視 点

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 全ての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦ サービスの質の視点
- ⑧ 地域特性の視点

### 施策展開の視点

子ども一人ひとりの  
幸せを考えます

ゆとりある家庭づくり  
を支えます

### 施策展開の 視点

豊かな自然、優れた景  
観につつまれた暮らし  
を大切にします

支えあう地域社会を  
つくります

### 施策体系（案）

#### 施策の体系図

#### 基本施策の展開

1. 軽井沢の特徴を生かし、  
子どもと地域のつながりが、子育てを支えるまちづくり
2. 多様なライフスタイルが育む  
健全で健康な子育て環境を育むまちづくり
3. 子どもたちが目標を持ち、  
自分の個性と能力を活かしながら活動するまちづくり
4. 働きやすさ、育てやすさ、暮らしやすさを実感できるま  
ちづくり
5. 子どもが安全に暮らし、  
安心して活動できる子どもの居場所のあるまちづくり

## 1 子育てを支える地域のつながり（多様性を活かす）



- (1) 地域みんなで子育てを推進
- (2) 居住者の多様性を活かした地域子育て活動の展開
- (3) 様々な世代、芸術、スポーツを通じた交流とふれあい

## 2 親子の健康と成長を守るつながり（誰が一緒に）



- (1) さまざまな要請に応える情報提供と相談支援を充実する
- (2) 妊娠から産後の親子の健康づくりをサポートする
- (3) ノーマライゼーションの浸透と子どもの療育を支援する

## 3 町の特徴を活かしたつながり（子どもたちが主体）



- (1) 自由に遊び・好奇心を満たす子どもの居場所を整備する
- (2) 「こぶし教育」の理念による小・中学校教育を充実する
- (3) 多様な人々とふれあい、学び、いきいきと活動する

## 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域

### 2 教育・保育の量の見込みと提供体制

- (1) 子どもの人数の見通し
- (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策（提供体制）

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業（13事業）次頁の事業項目参照

### 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

- (1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

## 地域子ども・子育て支援13の事業

- |                                  |                                 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| (1) 利用者支援事業                      | (8) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育            |
| (2) 地域子育て支援拠点事業                  | (9) 延長保育事業                      |
| (3) 妊婦健康診査                       | (10) 病児・病後児保育事業                 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業                   | (11) 放課後子ども教室（放課後児童健全育成事業）      |
| (5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業         | (12) 実費徴収に伴う補足給付事業              |
| (養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業) | (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| (6) 子育て短期支援事業                    |                                 |
| (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）     |                                 |

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度（仮称）」については、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」で、不安や悩みを抱えている中で、

- こどもの良質な成育環境を整備
- 多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化

を目的に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設することとしている。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会について

#### 1. 趣旨

○ こども誰でも通園制度については、

- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、
- ・ 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園 制度」を実施することとしている。

○ このため、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について、成育局長が学識経験者等に参集を求め、検討することとする。

「こども誰でも通園制度」の計画への記載について

【こども家庭庁からの回答】令和6年7月30日時点におけるこども家庭庁への問い合わせ

- ①「R7任意、R8～9義務（経過措置あり）、R10～は一律義務」は認識に相違ない。
  - ②令和7年度に事業を実施するなら、第3期計画での量の見込み記載が必須。
  - ③現時点で、制度（給付化）の詳細が決まっていない部分があり、令和8年度以降の量の見込みを「（第3期）子ども・子育て支援事業計画」へ記載必須とするかは現在協議中。
- 別途、整備計画のようなものを策定する、とする可能性もあるし、計画期間中の見直し（中間見直し等）で「（第3期）子ども・子育て支援事業計画」への記載を求める可能性もある。  
この点③の方針を決め、市町村へ展開する予定である。

#### 4 働きやすさ、育てやすさのつながり（時代ニースへの対応）



- (1) 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの対応
- (2) ライフスタイルの多様化に合わせた子育てしやすい就労環境
- (3) 親の不安の解消や孤立化の防止する支え合いと自立の促進

#### 5 子どもが安心できるつながり（安心と自然と文化の子育て）



- (1) 豊かな自然環境のバランス暮らしやすい住環境
- (2) 地域で守る安全な子育て環境を整備する
- (3) 子どもが安全に当町の自然環境とふれあう

